

農地耕作条件改善事業実施要綱

制定 平成27年4月9日付け26農振第2069号
最終改正 令和8年4月7日付け7農振第3302号

各 地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

」 殿

農林水産事務次官

第1 目的及び趣旨

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような状況の中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、食料の安全保障を強化し、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構（以下「機構」という。）による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、稲作等から野菜・果樹等の高収益作物への転換、麦・大豆等の輸入依存作物の増産、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病虫害対策等を推進することが重要である。

このため、本事業により、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向け、機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、畑作物を含めた高収益作物への転換を強力に推進し、スマート農業を推進するため、計画策定から営農定着に必要な取組をハード事業とソフト事業の両面から支援する。さらに、病虫害のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。こうした対策等によって農業競争力の強化を図ることとする。

第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 ハード事業 別表の種別の欄のハードに掲げるものをいう。
- 2 ソフト事業 別表の種別の欄のソフトに掲げるものをいう。
- 3 定額助成 別表の区分の欄の1に掲げるものをいう。
- 4 定率助成 別表の区分の欄の2に掲げるものをいう。
- 5 担い手 地域計画のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者であって、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

ただし、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に基づく市街化調整区域のうち地方

公共団体の条例等により農用地の適正な保全が図られている区域（以下「生産緑地地区等」という。）で実施する場合は、その限りでない。

なお、目標地図に位置付けられた者には、原子力被災 12 市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下同じ。）及び令和 6 年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）2 の（1）の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。）に位置付けられた中心経営体を含むものとする。

- （1）認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。）であること。
 - （2）認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。）であること。
 - （3）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。）であること。
 - （4）市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。）であること。
 - （5）その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。
- 6 高収益作物 主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳ第 1 の 1（2）の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第 2 の 1（6）①の戦略作物助成及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 2 条の対象作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いものをいう。

第 3 事業の内容

本事業による交付金の交付対象事業の内容は、別表の事業種類の欄に応じて定めるものとする。

第 4 事業の実施区域

- 1 事業の実施区域は 2 から 4 までに定める場合を除き、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（以下「地域計画策定区域」という。）とする。ただし、次に掲げる区域で行うものについては、この限りでない。

- （1）生産緑地地区等であって次に掲げる条件のいずれかを満たす区域

ア 生産した農産物を直売所等で販売することにより、地元での消費の促進に寄与

- しているような農地が受益地内にあること。
- イ 市民農園等、都市住民が農作業を体験できる農地が受益地内にあること。
- ウ 防災協力農地等、防災機能の発揮に向けた取組が行われている農地が受益地内にあること。
- (2) 原子力被災 12 市町村及び令和 6 年能登半島地震の被災市町のうち実質化された人・農地プランの対象地域
- 2 地域特産物等の病虫害の発生予防・まん延防止に資する土層改良、排水対策等（以下「病虫害対策」という。）を実施する事業の実施区域は、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 31 条の規定に基づく発生予防事業による病虫害に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。
- 3 水田貯留機能の向上に向けた整備等（以下「水田貯留機能向上支援」という。）を実施する事業の実施区域は、1 又は 2 に定める区域のうち、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する区域であるものとする。
- (1) 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの
- ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和 2 年 6 月 10 日付け国水河計第 16 号・国水環第 26 号・国水治第 30 号・国水下事第 19 号・国水下流第 12 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）
- イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和 2 年 10 月 27 日付け国水河計第 39 号・国水環第 61 号・国水治第 85 号・国水下事第 38 号・国水下流第 26 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）
- (2) 治水協定（既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- (3) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの
- 4 多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた用地整備等（以下「土地利用調整支援」という。）を実施する事業の実施区域は、1 又は 2 に定める区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域とする。
- 5 ソフト事業については原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定める区域を事業の実施区域とすることができる。
- (1) 国費が投じられている別の事業（以下「関連事業」という。）の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地内
- (2) 水田貯留機能向上支援を実施する場合は、3 に定める区域内

第 5 事業実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

- 1 農地中間管理機構
- 2 都道府県
- 3 市町村
- 4 土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体であつて、農村振興局長が別に定めるもの（以下「農業者団体」という。）
- 5 農業法人その他の団体であつて、農村振興局長が別に定めるもの（以下「農業法人等」という。）

第6 採択要件

- 1 本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 第7の1の機構との連携概要を作成し、機構との連携を行うこと。ただし、次に掲げる事業はこの限りではない。
 - ア 病虫害対策又は水田貯留機能向上支援のみを実施する事業
 - イ 生産緑地等において実施する事業
 - (2) 第7の2の農地耕作条件改善計画を作成していること。
 - (3) 1地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が200万円以上となること。
 - (4) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- 2 高収益作物転換等支援（定率助成の事業種類の欄の(10)に掲げる内容のもの並びに定率助成の事業種類の欄の(12)、(16)及び(17)に掲げる内容のものをいう。以下同じ。）を実施する場合は、ハード事業の受益地内の作付面積のうち1／4以上を新たに高収益作物に転換すること。
- 3 スマート農業導入支援（定率助成の事業種類の欄の(13)に掲げる内容のものをいう。以下同じ。）を実施する場合は、次のとおりとする。
 - (1) 国費が投じられている基盤整備事業と一体的に実施するものであること。
 - (2) 先進的省力化技術導入支援（定率助成の事業種類の欄の(13)イに掲げる内容のものをいう。）を実施する場合は、生産方式革新実施計画（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条に規定する生産方式革新実施計画をいう。）の認定を受けていること。
- 4 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこと。
- 5 機構集積推進費（定率助成の事業種類の欄の(15)に掲げる内容のものをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、第7の2の(8)の機構集積推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。
 - (1) ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地（以下「事業対象農用地」という。）について、機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていること。
 - (2) 事業対象農用地（機構が農地中間管理権を有する、又は、農業経営等の委託を受けているものに限る。）について機構が本事業の申請日（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項（同法第87条の3第7項（同法第96条の4第1項

において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定に基づき土地改良事業計画を定めた旨の公告を行った場合にあっては、当該公告の日又は申請日のいずれか早い日)において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること。

(3) 事業対象農用地は、5ヘクタール未満であること。

(4) 事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積されること。

(5) 事業完了後3年以内に、本事業の実施後における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業を実施している農地の収益性が、本事業の実施前における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業の実施前の農地の収益性に対し、20パーセント以上向上すること。ただし、収益性の向上に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこととする。

ア 販売額が20パーセント以上向上することが見込まれること。

イ 生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、次のいずれかを満たすこと。

(ア) 米の生産コストが60キログラム当たりおおむね9,500円を下回ることが見込まれること。

(イ) 作物生産額(主食用米を除く。以下同じ。)に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10パーセント以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること。

(ウ) 受益面積の3割以上の作付けを麦・大豆等の畑作物(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)の別紙2に規定する畑作物をいう。以下同じ。)に転換し、かつ、当該作物の面積当たりの収量が20パーセント以上向上すること。

(エ) 事業完了後において区画の面積が1ヘクタール以上となる農用地の面積の合計が、受益面積の1/2以上を占めること。

(6) 受益地内の作付面積に占める、米又は麦・大豆等の畑作物を作付けしている面積の割合がおおむね8割以上である地区においては、事業完了後において経営する農用地の面積が1ヘクタール以上となる受益農業者が、受益農業者のおおむね1/2以上を占めること。

6 高収益作物導入促進費(定率助成の事業種類の欄の(16)に掲げる内容のものをいう。以下同じ。)の交付を受けようとする場合には、第7の2の(2)の高収益作物転換促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める高収益作物への転換面積の割合が30%以上となること。

7 高収益作物導入推進費(定率助成の事業種類の欄の(17)に掲げる内容のものをいう。以下同じ。)の交付を受けようとする場合には、交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となること。

8 機構集積推進費、高収益作物導入促進費及び高収益作物導入推進費については、重複して交付を受けることはできない。

第7 計画の作成

- 1 本事業を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、機構を活用した農地集積の計画等を記載した機構との連携概要を作成するものとする。ただし、次に掲げる事業はこの限りではない。
 - (1) 病虫害対策又は水田貯留機能向上支援のみを実施する事業
 - (2) 生産緑地等において実施する事業
- 2 本事業を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、農地耕作条件改善計画を地区ごとに作成するものとする。なお、次に定める場合は、本計画の附帯計画を作成するものとする。
 - (1) (2)～(6)に該当しない内容を実施する場合は、附帯計画として地域内農地集積促進計画を作成するものとする。
 - (2) 高収益作物転換等支援又は高収益作物への転換に向けた整備等を実施する場合は、附帯計画として、高収益作物転換促進計画を作成するものとする。
 - (3) スマート農業導入支援又はスマート農業導入に向けた整備等を実施する場合は、附帯計画として、スマート農業導入推進計画を作成するものとする。
 - (4) 病虫害対策を実施する場合は、附帯計画として、病虫害対策計画を作成するものとする。
 - (5) 水田貯留機能向上支援を実施する場合は、附帯計画として、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。
 - (6) 土地利用調整支援を実施する場合は、附帯計画として、土地利用調整計画を作成するものとする。
 - (7) 定率助成の事業種類の欄の(3)又は(9)により共同利用機器の導入を実施する場合は、附帯計画として共同利用機器導入計画を作成するものとする。
 - (8) 機構集積推進費の交付を受けようとする場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、機構集積推進実施計画を作成するものとする。

第8 事業の申請等

- 1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。
 - (1) 機構が事業実施主体となる場合
機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7により作成した計画（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。
また、機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできるとし、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。
 - (2) 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。
 - (3) 市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、機構又は都道府県が指定する期日までに、事業計画等を機構の代表者又は都道府県知事に提出し、機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に採択申請書等を提出するものとする。機構の代表者は、採択申請書等を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

- 2 地方農政局長等は、1により提出された採択申請書等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、機構の代表者又は都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。機構の代表者は、事業採択通知書が交付された場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業採択通知書の写しを送付するものとする。
- 3 機構の代表者は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の（3）による申請を行った市町村長、農業者団体又は農業法人等にその旨を通知するものとする。

また、都道府県知事は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の（1）及び（3）による申請を行った機構の代表者、市町村長、農業者団体又は農業法人等にその旨を通知するものとする。

- 4 2により採択された事業に係る事業計画等について、農村振興局長が別に定める重要な変更が生じた場合には、1の手續に準じて、変更した事業計画等の報告を行うものとする。

第9 事業達成状況の報告

- 1 第5の事業実施主体は、事業の完了後（機構集積推進費の交付を受ける場合は、事業完了後から事業対象農用地の全てが担い手に集積されるまでの毎年度）、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、農業耕作条件改善事業計画の附帯計画である地域内農地集積促進計画及び高収益作物転換促進計画を作成している場合については、目標年度にその事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は達成状況が十分でないとき、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた事業実施主体は農村振興局長が別に定めるところにより、改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その事業達成状況をとりまとめ、翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 1の事業達成状況の報告並びに2の改善計画の提出及びその事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。

（1）機構が事業実施主体となる場合

機構の代表者は、第8の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、当該事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

なお、機構の代表者は、第8の2により採択された事業について、第8の1により採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出することとし、事業達成状況報告書を地方農政局長等に

直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。

(2) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、第8の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(3) 市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、第8の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を機構の代表者又は都道府県知事に報告し、機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。機構の代表者は、事業達成状況報告書を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。

(4) 改善計画の提出及びその事業達成状況の報告については、(1)から(3)までの手続に準じるものとする。

第10 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じて定める額を、別に定めるところにより、交付対象事業者に助成するものとする。

1 定額助成に係るもの

別表の事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、施工箇所、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事業内容に応じて設定するものに農村振興局長が別に定める助成単価を乗じた額の合計

2 定率助成に係るもの

事業費（本事業に要する費用のうち農村振興局長が別に定める経費の総額）に別に定める交付率を乗じた額

第11 その他

本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合については、土地改良法に基づき実施するものとする。

第12 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱の第3の2に基づき農地集積推進型として採択された地区のうち、令和3年度以降も実施する必要がある地区については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の本要綱第4の1に規定する事業実施区域について、令和5年度においては、市町村が工程表（地域計画の策定に取り組む地区の工程表の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づく工程表）を作成し、協議の場（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条に規定する協議の場をいう。以下同じ。）の設置を予定している区域及び協議の場で協議を実施した区域を含み、令和6年度においては、協議の場で協議を実施した区域を含むことができる。
- 3 附則2に規定する区域で事業を実施する場合、地域計画が策定されるまでの間、毎年度末までに附則別記様式により地域計画の策定状況について報告するものとする。
- 4 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき実施している農地整備・集約協力金交付事業の取扱いについては、この通知の施行後は、この通知による改正後の本要綱に基づくものとする。ただし、農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき令和4年度以前に採択された事業の事業計画については、この通知による改正前の本要綱に規定する事業計画と読み替えるものとする。
- 5 この通知による改正前の本要綱に基づき、地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型として採択された地区のうち、令和5年度以降も実施する必要がある地区については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の第17に基づき令和6年度以前に申請した地区のうち、令和7年度以降も事業を実施する地区については、第8の申請が行われたものとみなす。
- 3 この通知による改正前の本要綱に基づき採択された地区のうち、令和7年度以降に達成状況を報告する地区については、なお従前の例によることができる。
- 4 この通知による改正前の本要綱に基づき採択され、令和7年度以降も実施する地区の

うち、先進的省力化技術導入支援を実施する地区については、第6の3の（2）の規定は適用しない。

- 5 この通知による改正前の本要綱に基づき採択された地区のうち、農地整備・集約推進費を実施する地区の当該推進費の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地耕作条件改善事業実施要綱第6の5の規定に基づき、機集積推進費の交付を受けて事業を実施している地区に係る当該規定の適用については、なお従前の例による。

別表

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(1) 区画拡大		農用地の区画拡大
	ア 水路変更なし	ハード	畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大
	イ 水路変更あり	ハード	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大
	(2) 暗渠排水	ハード	吸水渠（本暗渠管）の間隔が 10m 以下の暗渠排水の新設
	(3) 湧水処理	ハード	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(4) 末端畑地かんがい施設	ハード	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(5) 客土	ハード	耕土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土
	(6) 除礫	ハード	30mm 以上の石礫を 5 %以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫
	(7) 更新整備		更新する必要がある用水路等の整備
	ア 用水路	ハード	土水路から W300H300 以上のコンクリート用水路への更新
	イ 排水路	ハード	土水路から W500H500 以上のコンクリート排水路への更新
	ウ 農作業道	ハード	未舗装道から幅 4 m以上の舗装道への更新
	エ 畦畔	ハード	畦畔の更新
	オ 排水口	ハード	排水口への柵の据付
	カ 特認事業	ハード	その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの
	(8) 畑作転換工		
	ア 額縁排水溝	ハード	農用地の周囲における排水溝の新設
	イ 酸度矯正	ハード	酸性の強い水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整
	(9) 条件改善推進費	ソフト	権利関係（水利権等）・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整（水田貯留機能向上に係る取組下流住民との実証を含む）、実施計画策定、先進的省力化技術導入、交換分合
	(10) 高収益作物転換支援		高収益作物転換に向けた支援
	ア 高収益作物転換推進費	ソフト	高収益作物転換プラン作成、営農定着推進、専門家による技術的な指導・助言
	イ 新植・改植等支援	ソフト	果樹園及び茶園における新植・改植、新植・改植後の未収益期間の幼木管理、新植・改植後から成園化までの代替農地での営農・技術研修、早期成園化のための大苗の育苗
	ウ 園芸作物モデル産地形成支援	ソフト	産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適性試験、GAP・トレーサビリティシステムの導入、販路拡大の取組
	(11) 病虫害対策	ハード	病虫害発生又はまん延のおそれのある農用地における反転耕（50cm 以上）、混層耕（耕起深 60cm 以上）、堆肥施用、明渠排水

区分	事業種類	種別	事業内容
2. 定率助成	(1) 農業用排水施設	ハード	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	ハード	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	ハード	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良 排水改良、石礫除去・破碎、均平の用に供する共同利用機器の導入
	(4) 区画整理	ハード	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道等	ハード	農作業道・進入路等の新設、変更
	(6) 農地造成	ハード	農用地の造成
	(7) 農用地の保全	ハード	(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(8) 営農環境整備支援	ハード	用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備
	(9) 管理省力化支援	ハード	水管理労力省力化、維持管理労力省力化、除草の用に供する共同利用機器の導入
	(10) 条件改善促進支援	ソフト	土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修、導入作物に応じた支援、情報化施工の活用
	(11) 指導	ソフト	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
	(12) 高収益作物導入支援	ソフト	実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械・施設リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備、高付加価値農業施設の設置及び関連設備の導入に関する支援
	(13) スマート農業導入支援		
	ア RTK-GNSS 基準局整備	ハード	RTK-GNSS 基準局等の新設・更新
	イ 先進的省力化技術導入支援	ソフト	RTK-GNSS 基準局と一体的な自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入
	ウ 調査・調整、実施計画策定支援	ソフト	アを実施するための権利調整、調査設計、事務手続等の支援
	(14) 粗放的農地利用整備	ハード	用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等
	(15) 機構集積推進費	ソフト	要件を満たした未整備農地の整備に対し、推進費を交付
	(16) 高収益作物導入促進費	ソフト	ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、促進費を交付
	(17) 高収益作物導入推進費	ソフト	事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、推進費を交付

※2の定率助成の事業種類の欄の(10)に掲げる事業内容のうち果樹棚の支援及び同欄の(12)に掲げる事業内容のうち高付加価値農業施設の設置及び関連設備の導入に関する支援については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

※2の定率助成の事業種類の欄の(12)に掲げる事業内容のうち高付加価値農業施設の設置及び関連設備の導入に関する支援についての助成は、総事業費の1/2以内とする。